

## 「二級河川里見川水系河川整備計画（原案）」に対する県民意見等の募集結果について

令和6年6月7日から7月8日までの間、「二級河川里見川水系河川整備計画（原案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の10件の意見が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

### <寄せられたご意見の概要と県の考え方>

番号	ご意見等	県の考え方
1	新川の整備も検討してほしい。新川の現状と最近の雨の日の写真（施行区間上流側）を添付するが、真備の水害の時には新川付近の一部の自宅では床下浸水した箇所があり、豪雨が連続すると不安である。	平成30年7月洪水と同程度の洪水に対して、新川の施行区間の河川改修を行うことにより、ご意見のありました施行区間上流の水位が下がり、施行区間上流も越水しない計画となっております。
2	現状上流からの堆積物、コンクリート片及び土砂により川幅が狭くなっており、大雨による河川氾濫の可能性が高くなっていると思う。里見川は過去に重機で土砂等を除去されたが、また実施されないのか。	河川整備計画において、河道管理上支障となる場合には、掘削や樹木伐採など必要な対策を講じることとしており、効率的・効果的に河道掘削等を実施してまいります。
3	浅口市金光町占見地域、占見新田地域で度々起こる道路や土地の冠水、浸水はほぼ新川の水位上昇に伴う、新川に接続する水路の排水不良による内水氾濫であり、原案にある河道掘削、築堤工事を行えば、築堤工事施行箇所上流では大雨時水位の上昇が予想され占見地域、占見新田地域での浸水、冠水リスクが高まるのではないかと感じる。	内水対策については、浅口市にご意見を伝えてまいります。 また、新川の施行区間の河川改修を行うことにより、施行区間上流の水位が下がり、浸水リスクが低下する計画となっております。
4	生物多様性の保全のためには、さらに詳しい調査が必要と感じる。生物の生息状況を、しっかりと調査したうえで計画していただきたい。流域治水の観点では、流域住民がそのような調査に参加する主体となることで達成される部分も期待できると感じる。 工事期間、該当区間およびその上下流に生息する生物への配慮はどのように行うか。工事完了後、工事の影響（環境面）でのモニタリングはどのように行うか。工事の方法について流域住民や生物分野の専門家と連携して検討していただきたい。	河川整備計画の策定に際しては、動植物の調査を行い、生息・生育状況の把握に努めております。工事に際しては、地元説明会を行うとともに、必要に応じて専門家の意見を聴き、対策を検討するなど自然環境の保全に配慮します。

番号	ご意見等	県の考え方
5	<p>里見川流域は「ベッドタウンとして利用されている」とあるが、安い土地には安いなりの理由があり、自己責任で選んで住んでいるので、そのような箇所を河川整備する必要はない。それより、都市中心部に投資し、コンパクトシティ化を進めるべきである。</p>	<p>平成 30 年 7 月豪雨により浸水被害が発生しており、浸水被害の解消を図るためには、河川整備は必要と考えております。</p>
6	<p>整備箇所上流部 (2.1km~2.3km 付近) について、上流に向けて堤防の嵩上げ高が下がって (低くなって) いる。この区間は、摺り付け区間と思われるが、そうであっても、既設堤防への摺り付けについては、最低でも水平 (レベル) とすべきではないか。上流に向けて堤防の嵩上げ高が下がって (低くなって) いると、沿川地域住民の方も不安に思うのではないか。</p>	<p>河川整備計画における施行区間の整備により、平成 30 年 7 月洪水と同程度の洪水を安全に流下できる計画であり、すりつけについては最小限としております。</p>
7	<p>代表断面の新川① (1.0k 付近) と新川② (2.1k 付近) のスケールが合っていないように思う。合わせた方が、誰にでも分かりやすい図面になると思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、代表断面の新川① (1.0k 付近) と新川② (2.1k 付近) のスケールを合わせます。</p>
8	<p>代表断面の新川① (1.0k 付近) について、右岸は里見川本川の堤防と思われるが、左岸の堤防高は、H.W.L+余裕高よりかなり高い堤防となっているように思う。その必要はあるのか。</p>	<p>代表断面の新川① (1.0k 付近) については、左岸の堤防高は現況の堤防高であり、本河川整備計画において必要な堤防高を満足しているため、堤防高を変更することはありません。</p> <p>また、施行区間の河道掘削を行うことにより、上流側の水位が下がる計画としております。</p>
9	<p>代表断面の新川① (1.0k 付近) について、左岸側は H.W.L より高い位置まで、ブロック護岸 (法覆工) を計画しているが、設計流速上ブロック護岸が必要であれば、H.W.L までとし、それ以上は、右岸と同様に土羽 (芝) 護岸でよいのではないか。また、左岸と右岸の護岸の法勾配も異なっているように図面上見える。堤防断面が不足し、堤防断面を確保する必要があるのであれば、用地を確保した上で、左岸側に引いて堤防を築造することが計画の基本ではないか。</p>	<p>現状の河道形状を尊重し、背後地への影響が最小限となるよう、計画しております。</p>

番号	ご意見等	県の考え方
10	<p>代表断面の新川①(1.0k付近)では、両岸ともブロック護岸(法覆工)となっているが、新川②(2.1k付近)では右岸が土羽(芝)護岸となっている。法覆工として、問題ないのか。設計流速に基づく判断になると思うが、法覆工について、工法(ブロック護岸 or 土羽(芝)等)を精査し、代表断面の新川①(1.0k付近)を含め、左右岸及び上下流で整合の取れた計画とすべきではないか。また、その結果によっては、河川断面(H.W.L以下)が変わり、河川の法線等の見直しも必要になることも考えられる。</p>	<p>現況護岸の状況に応じて、河道形状を尊重し、背後地への影響が最小限となるよう、計画しております。</p>